

◇議会の役割と仕事

議会は、町の意思を決定する議決機関です。住民のみなさんに直接選挙で選ばれた議員は、議会でその声を町政に反映させます。町長（執行機関）と議会（議決機関）は、お互いに対等の立場で、それぞれの役割や権限を尊重しあって、より良い『まちづくり』を進めていきます。

町議会には、住民のみなさんの代表として十分な活動ができるように、いろいろな権限が与えられています。その中でも、議決権は、町長が提案した案件に可否を表明する大事な権限です。議会の議決を要するものは、地方自治法第96条などで定められていて、主なものは次のとおりです。

- ・ 条例を設け又は改廃すること
- ・ 予算を定めること
- ・ 決算を認定すること
- ・ 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること
- ・ 予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負契約
- ・ 予定価格 700 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い